

広報かめだ

人口のうごき

7月

世帯数5,125 (46.5.31現在)

毎月1回1日発行

区分	人口	出生	死亡	転入	転出
総数	22,391	32	19	55	77
男	10,857	13	12	28	31
女	11,534	19	7	27	46

NO.34

発行所 亀田町役場

編集企画課



参院選

投票率 73.58%

各投票区の投票状況 (地方区分)

投票区	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
第1投票区 (第1保育所)	2,583	1,911	672	73.98
第2投票区 (第2保育所)	2,209	1,712	497	77.50
第3投票区 (舟戸山通心寺)	1,768	1,276	492	72.17
第4投票区 (第3保育所)	1,853	1,435	418	77.44
第5投票区 (日本栄徳寺)	1,429	988	441	69.14
第6投票区 (早通小学校)	1,286	872	414	67.16
第7投票区 (第4保育所)	2,464	1,797	667	72.93
第8投票区 (袋津保育所)	1,359	1,010	349	74.32
計	14,951	11,001	3,950	73.58

七十年代はじめての国政方向を決める「参議院議員通常選挙」が、六月二十七日全国一斉に行なわれました。

六月四日告示、六月二十七日投票の参議院議員選挙が行なう地方区には定数二に対して自民党、佐藤隆氏、社会党、伊藤千穂氏の三人で、激しい選挙戦の結果、自民党、佐藤隆氏、社会党、山善太郎氏が共産党の伊藤千穂氏を押えて当選いたしました。

全国区は定数五十議席を自民党三十四人、社会党十三人、公明党八人、民社党四人、共産党五人、諸派三人、無所属三十九人の百六人で戦われました。その結果、自民党二十一人、社

会党十一人、公明党八人、民社党四人、共産党五人、諸派〇人、無所属一人が当選いたしました。

この参議院議員通常選挙は、日本の七十年代を決める大事な選挙でありましたが、選挙民の関心は薄く投票率も地方統一選挙に遠くおよびませんでした。

地方区の結果(県選管)
 当自民党 佐藤 隆
 四九五、六九四票
 当社会党 山善太郎
 四〇二、三九七票
 次共産党 伊藤 千穂
 九一、二三九票

亀田町の結果(町選管)
 自民党 佐藤 隆
 七、一三五票
 社会党 山善太郎
 二、五七九票
 共産党 伊藤 千穂
 九四六票

（佐藤、山善太郎氏当選）

老人医療費

十分の一助成条例可決

町議会定例会が六月十四日から開催され、町から提案された十八議案（一件議案提案）がそれぞれ可決（一部除く）されました。

この定例会は、昭和四十六年度一般会計補正予算、農業振興委員会設置条例、老人医療費助成に関する条例、教育委員の選任等を中心とした議案で、特に昭和四十六年度一般会計補正予算に計上した役場庁舎増築の予算で、激論がかわされ採決の結果、十七対八で可決されました。しかし、庁舎増築に伴う設計等の問題については総務文教委員会が審議することになりました。

町議会定例会で次の案件が提案されました。

- ◎昭和四十六年度一般会計補正予算
 - この予算の主なもの
 - ①庁舎増築費 四、四九七万円
 - ②墓地用地買収費 九七万円
 - ③早通地区中学生バス使用料 一〇〇万円
 - ④亀田小学校増築に伴う整備の経費 七六万円
- ◎町議会委員会設置条例の改正
 - この条例は企画課新設に伴う企画課を総務委員会所属にした条例。
- ◎特別職の職員及び非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の改正
 - この条例は農業振興委員に町議会議員に準じて費用弁償を支給する条例です。
- ◎町職員定数条例の改正案
 - この条例は、水道局職員の数に「十五名」から「十六名」に改正した条例です。
- ◎税条例の改正案
 - この条例は総務委員会に附託されました。
- ◎町農業振興委員会設置条例
 - この条例は将来の農業の振興について、その計画及び事業の推進について調査審議するため委員を二十二名、町長が委嘱する条例です。
- ◎新産業都市建設審議会条例の改正案
 - この条例も産業課の所屬を企画課に改めたものであります。

- ◎パイパス道路促進特別委員会条例の改正案
 - この条例はパイパス促進委員の減員と総務課所屬を建設課に改めたものであります。
- ◎町立小中学校、消防署、火葬場、母子寮設置条例の改正
 - この条例は四案件となっており、それぞれの条例の中に位置（住所）を住居表示にもとづき改めたものです。
- ◎果樹園地管理組合
 - この案件は団体の増減を変更したものです。
- ◎果樹園地管理組合
 - この案件は団体の増減を変更したものです。
- ◎教育委員会の選任について
 - この案件は、小池栄吉氏が四月二十九日死亡したため、その後任を選任したものであります。
- ◎教育委員会の選任について
 - この案件は、小池栄吉氏が四月二十九日死亡したため、その後任を選任したものであります。

新生活運動 「住民活動賞」募集

新潟県新生活運動協会は、新潟日報社では、明日の地域社会を築こうと奮闘している、創造的な活動集団を広く発見して、これを推奨するとともに、この人々に学び、広く社会の参考に資する事を目的に、次により原稿を募集しております。

◎応募対象
新しい地域社会を形成する上で、大きな役割を果たしている次のような活動集団であること。

(1) 活動集団の活動は、一時的な活動ではなく、持続的、発展的、とくくみながされていること。

(2) 活動集団のとりくんでいる課題は、地域の人々の生活を阻害している問題あるいは向上をはかるための、今日的な問題であること。

(3) 課題を解決する方法は、地域の人々が、立体的に共同し、対話を通して解決しようとするものであること。

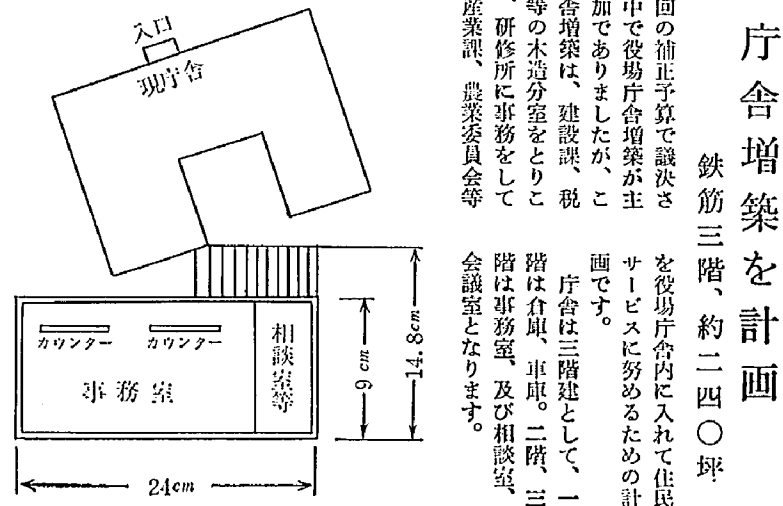
(4) 活動集団の規模は、とくに制限はない。

◎応募方法
(1) 四〇〇字詰原稿用紙二〇枚程度で、集団の活動を中心とした記録。（写真その他の参考資料を添付のこと）

◎締切り
昭和四十六年八月三十一日迄に必着のこと。

◎送付先
新潟市学校町一
県庁企画開発部
県民生活課内
新潟県新生活運動協会
「第二回あすの地域社会を築く住民活動賞係」

庁舎増築を計画



「七月」は国民年金保険料の第一期納期限です

四月、五月、六月分の国民年金保険料（昭和四十六年度第一期分）の納期限は七月末日です。

保険料の額は定額のみの人月四五百円、加算年金加入の人は月八百円。収入が少くない場合も、理由で、どうしても納めることができない人は、「免除の申請」をして下さい。

一定の基準に該当すると、県知事の承認を受けて、保険料が免除されます。

◎免除の承認をうけた期間は、年金額の計算の基礎となりますが、免除の承認をうけないで納期限まで保険料を納めない、もちろん年金額の計算の基礎からはずされず、年金が受けられなくなります。ご注意ください。

◎免除の申請用紙は、住民課窓口にて備えてあります。保険料が納められない方は印かんを持って、ご相談にお出下さい。

新刊本の紹介

公民館図書室

- うっとうしい梅雨（つゆ）がまだ明けきらない七月の天候ですが、夏の夜を詠書ですごすのもまた涼の一服剤にならないでしょうか。
- 公民館では、みなさんのご要望をとり入れてたくさん本をとりそろえました。月、木曜の夜間貸出しにぜひ借りてきてみませんか。きつと期待にそえる本が用意されています。
- ・ 解放された世界 石川達三
 - ・ 天人五衰 三島由紀夫
 - ・ 嵐奇の果 江戸川乱歩
 - ・ 女の胸 円地文字
 - ・ わが解體 高橋和巳
 - ・ 密閉山脈 森村誠一
 - ・ 新しい記憶術 渡辺剛彰
 - ・ 自己活用力 本明寛
 - ・ デザートお菓子 パーバ、寺岡
 - ・ 花もめん 大藪郁子
 - ・ ゼロの焦点 松本清張
 - ・ ラニ陸戦隊の死闘 岩淵達三郎
 - ・ 白鳥の歌なんか聞かない 水上勉
 - ・ 湖北の女 水戸 勉
 - ・ 山口組三代目（野黒篇） 飯下晃一
 - ・ 山口組三代目（怒濤篇） 飯下晃一
 - ・ 流れる星は生きてい 藤原てい
 - ・ 戦争と人間の五味川純平
 - ・ ほてじやこ物語 花登 徳
 - ・ 日本人とユダヤ人 イサヤ・ベンダサン
 - ・ 朱鷺の墓(1) 五木寛之
 - ・ 朱鷺の墓(2) 五木寛之
 - ・ 江戸子侍 柴田錬三郎
 - ・ ひとりでは生きられない 依 萌子
 - ・ 蘭子ひとり 三浦哲郎
 - ・ 橋のない川（第五部） 橋本和子
 - ・ 芝桜（下巻） 有吉佐和子
 - ・ 伊達政宗(3) 山岡荘八
 - ・ 立ち戻す明日 柴田 翔
 - ・ 路傍の石仏 武川久吉
 - ・ 天然記念物事典 文化庁文化財保護部監修
 - ・ 生きがいある人生 山形俊夫
 - ・ 黒い樹海 松本清張
 - ・ 時間の習俗 松本清張
 - ・ 危険な斜面 松本清張
 - ・ 二重薬脈 松本清張
 - ・ 黒の様式 松本清張

町民運動会、雨天のため七月十八日（第三日曜）に開催



八年ぶりに開催を予定していましたが、「町民運動会」が二日間の雨にたたられグランドの状態も悪く、六月十三日の開催を断念し、七月十八日（第三日曜）に延期することに決めました。

当日は午前九時から新装成った亀田小学校を背に東側を本部席として各区抽籤による場所の選定を行ない、

- ① 入場式。
- ② 開会宣言。
- ③ 優勝旗贈呈。
- ④ 選手宣誓。
- ⑤ 審判長のあいさつ。
- ⑥ 審判長が「選手宣誓」等を行なって午前十時から競技開始になります。

なお、区対抗も午前、午後の部において四種目プログラムに組んであり、四〇〇点満点による順位を決めて優勝旗を争奪するようになっております。

従って全区ともまだ日程が充分ありますので、準備して当日参加されますようご案内します。

当日の朝は六時に花火を打上げて町民運動会の有ることをお知らせしますので、花火の上がない際は中止として受けとめていただきます。

夏休み期間中のテント貸出し

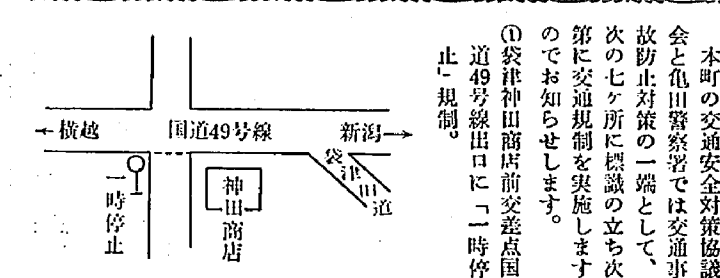
2週間前に公民館に申込みを

待ちに待った夏休みを間近に控えて、公民館ではテントを整備して貸出しの申込みを待っています。白い入道雲、澄みきった青い海、若人待つ山や海にサークルで出かける楽しさは若き日のよき思い出になるでしょう。

- ・ 8人用 一張
- ・ 6人用(底なし)一張
- ・ 4人用 一張
- ・ 6人用 六張
- ・ 5人用(底なし)一張

全体で十張しかありませんので、一サークルでたくさんのテント借用はなるべく遠慮ねがいます。

運転者の皆さん 交通規制にご協力を



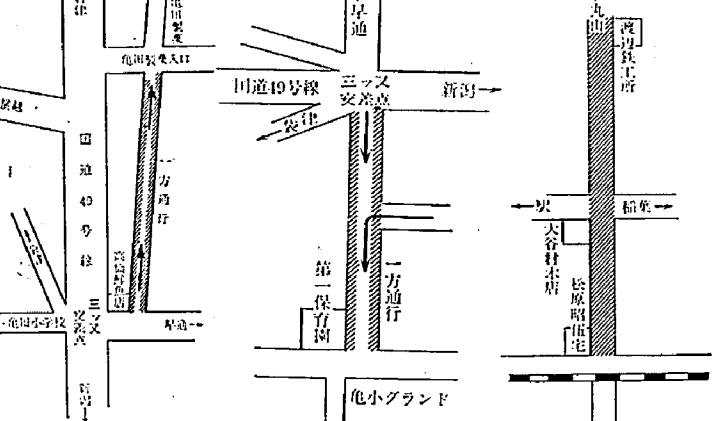
本町の交通安全対策協議会と亀田警察署では交通事故防止対策の一端として、次の七ヶ所に標識の立ち次第に交通規制を実施しますのでお知らせします。

①袋津神田商店前交差点国道49号線出口に「一時停止」規制。

②諏訪二丁目、松原昭伍方より、北山渡辺鉄工所迄。二輪を除く車輛駐車禁止。（終日）

③三ツ又交差点より第一保育園迄。二輪を除く車輛、一方通行。（午前七時より八時三十分迄）

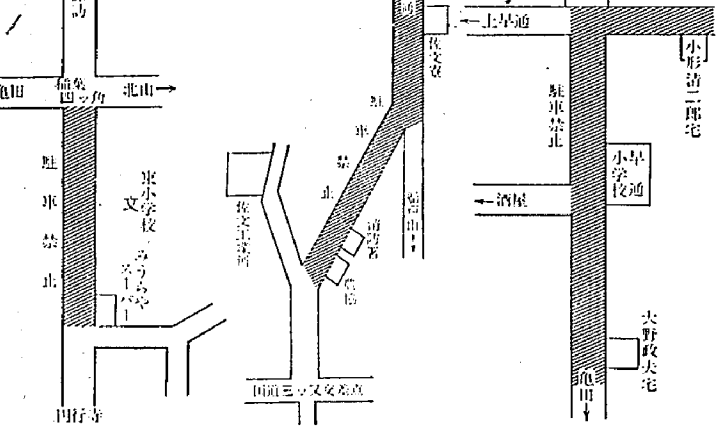
④三ツ又高橋鮮魚店より、亀田製菓入口交差点迄。二輪を除く車輛一方通行。（午前七時より八時三十分迄）



⑤早通、大野政夫方前より、早通、小形清二郎方前迄。二輪を除く車輛駐車禁止。（終日）と速度制限。（時速四十キロ）

⑥三ツ又の貝塚、早通方面分岐点から袋津根迄の県道を駐車禁止（終日）と速度制限。（時速四十キロ）

⑦稲葉四ツ角より、袋津みうらやスペースの午道を駐車禁止（終日）と速度制限。（時速四十キロ）



⑧稲葉四ツ角より、袋津みうらやスペースの午道を駐車禁止（終日）と速度制限。（時速四十キロ）

